

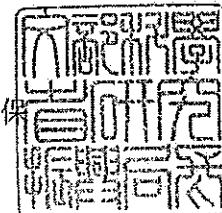
19文科振第852号

平成20年2月21日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 校 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
関 係 各 独 立 行 政 法 人 の 長
関 係 各 公 益 法 人 の 長
各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 の 長

殿

文部科学省研究振興局長
徳 永 保



(印影印刷)

ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について(通知)

ヒトES細胞、ヒトイPS細胞及びヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成に関する考え方については、現在、「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針(ES指針)」におけるヒト生殖細胞作成の禁止に係る規定の見直しを含め、科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会特定胚及びヒトES細胞等研究専門委員会において検討が進められているところですが、その最終的な結論が出されるまでの当面の対応の方針として、この度、同部会において、別添のとおり「ヒトES細胞等からの生殖細胞の作成等に係る当面の対応について」が決定されました。

この決定を踏まえ、文部科学省としては、当面、ヒトイPS細胞及びヒト組織幹細胞を用いる研究に携わるすべての者に下記を遵守いただきたく、貴職におかれでは、関係者への周知の徹底をよろしくお取り計らい願います。

なお、下記2.の(1)及び(2)の行為については、「ヒトに関するクローニング技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)」第3条又は当該法律に基づく「特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)」第9条及び第2条が適用されることになりますので、既に周知のことと存じますが、改めてその徹底をお願いいたします。

記

1. 生殖細胞系列以外のヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行わないものとすること。
2. 現行のES指針第45条における禁止行為の規定を準用し、ヒトiPS細胞を用いた研究について、以下の行為を行わないものとすること。
 - (1)ヒトiPS細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトiPS細胞から個体を生成すること。
 - (2)ヒト胚へヒトiPS細胞を導入すること。
 - (3)ヒトの胎児へヒトiPS細胞を導入すること。
 - (4)ヒトiPS細胞から生殖細胞を作成すること。

＜照会先＞

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
生命倫理・安全対策室
TEL: 03-5253-4111 (内線4113)
FAX: 03-6734-4114
E-mail: ethics@mext.go.jp

【参考】

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

(平成12年12月6日法律第146号)

第3条 (禁止行為)

何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人 又は動物の胎内に移植してはならない。

特定胚の取扱いに関する指針

(平成13年12月5日文部科学省告示第173号)

第2条 (作成できる胚の種類等の限定)

前条の規定にかかわらず、特定胚のうち作成することができる胚の種類は、当分の間、動物性集合胚とし、その作成の目的はヒトに移植することが可能なヒトの細胞に由来する臓器の作成に関する研究に限るものとする。

第9条 (特定胚の胎内移植の禁止)

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(以下「法」という。)第3条に規定する胚以外の特定胚は、当分の間、人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針

(平成19年5月23日文部科学省告示第87号)

第45条 (禁止行為)

ヒトES細胞を取り扱う者は、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- 一 ヒトES細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法によりヒトES細胞から個体を生成すること。
- 二 ヒト胚へヒトES細胞を導入すること。
- 三 ヒトの胎児へヒトES細胞を導入すること。
- 四 ヒトES細胞から生殖細胞を作成すること。